

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年11月28日

大田市市長 **楫野弘和**

大田市条例第43号

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例（令和7年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同年10月29日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例附則第2項の規定は、令和7年10月30日から適用する。